

群馬大学大学院医学系研究科長適任者投票管理委員会細則

平成26.12.16制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科長適任者選考規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科長適任者投票管理委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(設置の時期)

第2条 委員会設置の時期は、規程第2条第1項第1号の場合は任期満了の3か月以前、同項第2号及び第3号の場合は、該当する事由が生じてから2週間以内とする。

(構 成)

第3条 委員会は、医学系研究科及び医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授のうちから、教授会において選出された3人の者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員に欠員を生じたときは、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が新たに任命して補充する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、研究科長適任者が研究科長として発令された日までとする。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員2人以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、委員2人以上の要請があるときは、直ちに委員会を招集しなければならない。

4 委員会の決議は、出席委員全員の一致をもって決する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 投票有資格者名簿の作成、確認及び公示

(2) 投票の期日、投票場所の決定、公示

(3) 投票及び開票の管理

(4) 投票効力の判定

(5) 研究科長への報告

(6) その他投票に関し必要な事項

(日 程)

第7条 投票日程は、次の第1号に掲げるもののほか、委員会が別に定める。

(1) 投票有資格者名簿の縦覧は5日間とし、同名簿の異議申し立ては、縦覧期間内とする。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この細則は、平成26年12月16日から施行する。